

令和2年1月27日  
三次市市民部収納課

---

---

## スマートフォン等による納付方法の取扱開始について

---

---

本市では、令和2年4月1日からスマートフォン等のアプリによる納付方法の取り扱いを開始します。

1 取扱アプリ

- ・ P a y P a y
- ・ L I N E P a y
- ・ P a y B

2 取扱科目

市県民税（普徴）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普徴）、介護保険料（普徴）、後期高齢者医療保険料（普徴）、保育利用料、放課後児童クラブ負担金、住宅使用料、住宅共同施設使用料、住宅駐車場使用料、老人保護措置費負担金、公共下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業受益者分担金、水道料金・下水道使用料

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市 市民部 収納課 収納係  
(担当／松本, 田島, 太田)

電話番号:0824-62-6127 FAX番号:0824-62-6352

E-mail: [shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp](mailto:shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp)

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号